

琉球大学学術リポジトリ

有限責任 臺灣米庫利用販賣組合定款

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2018-04-16 キーワード (Ja): 矢内原忠雄, 台湾, 台湾米庫利用販売組合 キーワード (En): Yanaihara Tadao 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/38293

矢内原忠雄文庫

史料名	有限責任 臺灣米庫利用販賣組合定款
封筒番号	364
原文所所蔵者	琉球大学附属図書館
撮影年月日	平成 17 年 11 月 7 日
撮 影 者	富士写真フイルム 株式会社
備 考	

矢内原忠雄文庫

封筒番号：364

史料名	有限責任 臺灣米庫利用販賣組合定款
資料形態	横長
枚数	1
页数	2
縦 (cm)	23.3
横 (cm)	52.5
厚さ (cm)	
書誌的事項	台湾 今泉分類記号：P

有限責任臺灣米庫利用販賣組合定款

第一章 總 則

- 第一條 本組合ハ左ノ事業ヲ行フヲ以テ目的トス
(一) 組合員ヲシテ産業又ハ經濟ニ必要ナル設備ヲ利用セシムルコト
(二) 組合員ノ委託ヲ受ケ其生産シタル物ニ加工シ又ハ加工セシメテ之ヲ販賣スルコト
- 第二條 本組合ハ有限責任臺灣米庫利用販賣組合ト稱ス
- 第三條 本組合ノ組織ハ有限責任トス
- 第四條 本組合ノ區域ハ臺灣全島トス
- 第五條 本組合ノ事務所ハ之ヲ臺北州臺北市
丁目 番地ニ置ク
- 第六條 本組合ハ必要ノ場所ニ從テ事務所ヲ置クコトアルヘシ
- 第七條 組合員ハ本組合ノ區域内ニ居住スル租業者、米農者、地主並其ノ他ノ關係者ニ限ル
- 第八條 産業組合法ニ基テ公告ハ本組合ノ揭示場ニ揭示シ且所轄地方法院ノ登記ノ公告ヲ爲スヘキ新聞紙ニ掲載スルモノトス
- 第九條 本組合ノ存立期間ハ三十箇年トス
- 第十條 組合原簿ニ記載シタル事項ノ變更ノ届出ハ毎年十二月三十一日ニ取極メテ其後二週間内ニ之ヲ爲ス
- 第十一條 本組合ノ財産ニ對シテ組合員ノ持分ハ左ノ標準ニ依リ之ヲ定ム
一、出資金ニ對シテハ出資額ニ應ジ算定ス
二、準備金ニ對シテハ拂込済出資額額額ニ應ジ年度毎ニ之ヲ算定加算ス
三、特別積立金ニ對シテハ本組合ニ支拂ヒタル販賣手数料ノ額及利用料ノ額ヲ合算シタル金額ニ應ジ年度毎ニ算定加算ス
四、本組合ニ損失アリ其ノ未償補フ爲メナル前持分ヲ拂戻ストキハ特別積立金ニ對シテ持分ニ按分シテ控除シ其ノ特別積立金ヲ以テ足ラザルトキハ準備金ニ對シテ持分ニ按分シテ控除シ持分ヲ算定ス
本組合ニ損失アリタルトキハ之ヲ前補シタル財産ノ科目ニ對シテ持分ニ按分シテ控除シ持分ヲ算定ス第十九條ノ規定ニ依リ特別積立金ヲ臨時ノ支出ニ處分シタル場合亦同シ

第二章 出資及積立金

- 第十二條 出資一口ノ金額ハ金五拾圓トス
但シ出資口數ハ一人ニ付百口ヲ限度トス
- 第十三條 出資第一回ノ拂込金額ハ一口ニ付金貳拾五圓トス
- 第十四條 第一回後ノ出資拂込ハ配當スヘキ剩餘金ヨリ拂込ニ充テルモノトシ外必要ニ應ジ理事會ノ決議ニ依リ拂込ニ付テス
- 第十五條 出資ノ拂込ヲ怠リタルトキハ期日後一日ニ付其ノ拂込ムヘキ金額百圓ニ付日歩五錢ノ過怠金ヲ徴收ス
- 第十六條 本組合ハ出資總額ニ達スル迄毎年事業年度ノ剩餘金ノ四分ノ一以テ準備金トシテ積立ツルモノトス
- 第十七條 加入金、増口金、過怠金及第六十二條ノ規定ニ依リ拂戻ヲ爲サハ持分額ハ之ヲ準備金ニ組入ル、モノトス
- 第十八條 本組合ハ剩餘金ヨリ準備金ヲ控除シ尙殘餘アルトキハ其ノ五分ノ一以上ヲ特別積立金トシテ積立ツヘシ
- 第十九條 準備金及特別積立金ハ損失ノ填補ニ充ツルモノトス但シ特別積立金ハ總會ノ決議ニ依リ之ヲ臨時ノ支出ニ處分スルコトヲ得
- 第二十條 準備金及特別積立金ハ總會ノ承認ヲ經テ銀行ニ預入レ又ハ之ヲ以テ國債證券、地方債證券、貯蓄債券若ハ勸業債券ヲ買入ル、ノ外之ヲ利用スルコトヲ得ス但シ毎年總會ノ承認ヲ經テ事業資金ニ融通スルコトヲ得

第三章 機 關

- 第二十一條 本組合ニ理事七名監事五名ヲ置ク理事ハ組合長一名副組合長一名常務理事二名ヲ互選ス
- 第二十二條 組合長ハ事務ヲ總理シ組合員代表トス
組合長事故アルトキハ副組合長ニ代リ組合長副組合長共ニ事故アルトキハ常務理事ノ代理トス
- 第二十三條 常務理事ハ組合長ヲ補佐シ組合事務ヲ掌理ス
- 第二十四條 理事ノ任期ハ三箇年トシ監事ノ任期ハ二箇年トス但シ再選ヲ妨ケス
- 第二十五條 補選選舉ニ依リ就任シタル理事又ハ監事ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス
- 第二十六條 理事及監事ハ任期満了後ト雖モ後任者ノ就職シ迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス
- 第二十七條 辭任其ノ他ノ事由ニ依リ理事又ハ監事ニ關員ヲ生シタルトキハ通常總會ノ時期迄猶豫スルコト能ハザル場合ニ限リ臨時總會ヲ召集シ補選選舉ヲ爲スモノトス
- 第二十八條 總會カ理事又ハ監事ノ解任ヲ議決シタルトキハ同時ニ其ノ補選選舉ヲ爲スコトヲ要ス
- 第二十九條 理事及監事ハ名譽職トス但シ常務理事ハ之ヲ有給トスルコトヲ得

第四章 事務執行

- 第三十條 理事及監事ハ總會ノ決議ニ依リ報酬、手當又ハ賞與ヲ支給スルコトヲ得
- 第三十一條 理事及監事ハ通常ノ事由ナクシテ辭任スルコトヲ得ス
- 第三十二條 總會ハ通常總會及臨時總會ノ二種トス
通常總會ハ毎年一回一月之日ヲ開ク
臨時總會ハ左ノ場合ニ之ヲ開ク
一、理事カ必要ト認メタルトキ
二、監事カ産業組合法第三十四條ニ依リ必要ト認メタルトキ
三、産業組合法第二十三條ニ依リ組合員ヨリ總會召集ノ請求アリタルトキ
- 第三十三條 總會ノ召集ハ少クとも五日前ニ會議ノ目的タル事項及召集者ノ氏名ヲ記載シタル書面ヲ以テ組合員ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス
- 第三十四條 總會ハ總會組合員ノ三分ノ一以上出席スルニ非ザレバ開會スルコトヲ得ス
- 第三十五條 前項ノ場合ニ於ケル決議ハ出席シタル組合員ノ過半数ヲ以テ之ヲ爲ス
- 第三十六條 産業組合法第二十八條、第二十九條、第五十二條ノ場合亦同シ
- 第三十七條 總會ノ議長ハ組合長之ニ當ル組合長事故アルトキハ副組合長之ニ代リ組合長前組合長共ニ事故アルトキハ理事ノ互選ニ依ル
- 第三十八條 監事ノ召集シタル總會ハ總會ヲ召集シタル監事之ニ當ル其ノ多數ナル場合ニ於テハ其ノ互選ニ依ル
- 第三十九條 總會ニ於テ必要ト認メタルトキハ出席者ノ互選ニ依リ議長ヲ定ムルコトヲ得
- 第四十條 組合員ハ五人迄ヲ代理シテ決議權ヲ行フコトヲ得
- 第四十一條 總會ニ於テハ決議權ヲ行使スルコトヲ要ス決議ニハ議長及監事記名捺印スルコトヲ要ス
- 第四十二條 總會ノ議事ニ關スル細則ハ總會ニ於テ之ヲ定ム
- 第四十三條 本組合ニ書記若干名ヲ置キ組合長之ヲ任免ス
書記ハ理事及監事ノ指揮ヲ承ケ職務ニ從事ス
組合長ハ必要ニ應ジ役員會ヲ決議ヲ經テ屬託若干名ヲ依屬スルコトヲ得

第五章 第一節 通 則

- 第四十四條 本組合ノ事業年度ハ曆年ニ依ル
- 第四十五條 本組合ニ餘裕金アルトキハ總會ノ承認ヲ經テ銀行若ハ信用組合ニ之ヲ預ケ入ル、モノトス
- 第四十六條 事業執行ニ關スル細則ハ理事之ヲ定ム
- 第四十七條 本組合ニ於テ設備スルモノ左ノ如シ
一、倉庫、正米市場、運送店、精米機、倉庫内ニ於ケル設備
二、其ノ他總會ノ決議ヲ經テ置クモノ
- 第四十八條 組合員前條ノ設備ヲ利用セムトスルトキハ設備ノ名稱、所在地及數量、利用ノ期間等ヲ記載シタル申込書ヲ理事ニ提出スルコトヲ要ス
- 第四十九條 設備利用ノ申込多數ノ場合ニ於テハ申込ノ順位數量及必要ノ程度ヲ參酌シ理事之ヲ定ム
- 第五十條 組合員ハ設備ヲ利用シ利用料ヲ支拂フコトヲ要ス
利用料ハ毎年總會ニ於テ決議シタル範圍内ニ於テ理事之ヲ定ム
利用中設備ヲ損傷シ又ハ之ヲ喪失シタルトキハ理事ノ定ムル賠償額ヲ支拂フコトヲ要ス
- 第五十一條 前條ノ利用料ハ即時拂若クハ毎月末拂ノ方法ニ依リ理事ノ定メタル額ヲ支拂フコトヲ要ス
前項ノ支拂ヲ怠リタルトキハ期日後一日ニ付其ノ支拂ムヘキ金額百圓ニ付金三錢以内ニ於テ理事ノ定ムル所ニ依リ過怠金ヲ徴收ス
- 第五十二條 前條ノ利用料ヲ支拂ハサルモノ又ハ理事ヲ於テ利用ノ條件ニ反スルモノアリト認ムルトキハ組合員ヲシテ其ノ設備ヲ返還セシムルコトヲ得
- 第五十三條 正米市場ニ關スル業務ハ別ニ定ムル所ノ臺灣正米市場業務規程ニ依リ之ヲ行フ

第六章 第三節 販 賣

- 第五十四條 本組合ニ於テ販賣スル物ノ種類左ノ如シ
一、移向米穀類
二、其ノ他總會ノ決議ヲ經テ置ク物
- 第五十五條 組合員ニ於テ生産品ノ販賣ヲ委託セムトスル者ハ豫メ左記事項ヲ記入シタル申込書ニ署名捺印シ理事ノ承認ヲ受クヘシ
一、品名
二、數量
三、價格
四、荷渡期間
五、荷渡場所
- 第五十六條 組合員ノ依託シタル生産品ハ之ヲ組合ニ於テ適當ニ販賣スルカ又ハ正米市場ニ於テ販賣スルモノトス

